

簡易専用水道事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、簡易専用水道の適正な管理運営を図るため、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）、同法施行令（昭和32年政令第336号）及び同法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）に定めるもののほか、簡易専用水道に係る指導方針及び事務処理要領等必要な事項を定めるものである。ただし、国の設置する施設については、この要領の適用を受けないものとする。

(簡易専用水道の届出)

第2条 簡易専用水道の設置者（2人以上の者が共同して当該簡易専用水道を設置している場合はその代表者、又は設置者以外に当該簡易専用水道の全部の管理について権限を有する者がある場合は当該権限を有する者。以下「設置者」という。）は、簡易専用水道を設置し給水を開始しようとするときは、あらかじめ簡易専用水道設置届出書（様式第1号）を天理市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）に届け出るものとする。

2 設置者は、前項の届出事項に変更があったときは、速やかに簡易専用水道変更届出書（様式第2号）を管理者に届け出るものとする。

3 設置者は、当該簡易専用水道を休止（廃止）により、簡易専用水道に該当しなくなったときは、速やかに簡易専用水道休止（廃止）届出書（様式第3号）を管理者に届け出るものとする。

(簡易専用水道施設台帳の作成)

第3条 管理者は、第2条第1項又は第2項により届出があったときは、現地を確認のうえ簡易専用水道施設台帳（様式第4号）を作成

するものとする。

(定期検査の実施)

第4条 法第34条の2第2項の規定により、設置者は、1年以内ごとに1回、保健所長又は地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者（以下「登録検査機関」という。）による検査を受けなければならない。

(立入検査)

第5条 管理者は、次のいずれかに該当する場合は、設置者から簡易専用水道の管理について必要な報告を徴し、又は立入検査を行うものとする。

- (1) 前条の検査結果により、設置者から衛生上問題について報告があった場合
- (2) 登録検査機関の長から検査済証の写しを受理し、明白な水質汚染又はそのおそれがあると認められる「不良」と判断される事項があった場合
- (3) 設置者又は当該簡易専用水道の利用者から、相談又は苦情等の連絡があった場合
- (4) その他特に必要と認める場合

2 管理者は、立入検査の結果、管理基準に適合していないと認めるときは、原則として設置者に維持管理指導票（様式第5号）を交付し、その改善を指導するものとする。

3 管理者は、前項の指導票を交付したときは、必要に応じ、再度立入検査を行い指導事項の改善状況を把握するものとする。なお、指導事項の改善に従わない場合は法第37条の規定により給水を停止することができる。

4 第1項及び第3項の規定により立入検査を行う者は、その身分を示す証明書（様式第6号）を常に携帯し、設置者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

(帳簿の保存)

第6条 設置者は、次に掲げる帳簿書類を備え、保存しておくものとする。

- (1) 簡易専用水道の設備の配置及び系統を明らかにした図面
- (2) 受水槽その他水槽の周囲の構造物の配置を明らかにした平面図
- (3) 水槽の掃除の記録
- (4) 水槽の点検の記録、給水栓における水質検査の記録等の管理についての記録

2 前項第1号及び第2号の図面については永年保存するものとし、その他については3年間保存するものとする。

3 登録検査機関の長は、検査に関する記録を整備し、これを3年間保存するものとする。

4 管理者は、立入検査等に関する記録を整備し、これを5年間保存するものとする。

(報告)

第7条 設置者は、次の第1号及び第2号に該当する場合は、事故等報告書(様式第7号)、第3号に該当する場合は、対応措置完了報告書(様式第8号)を、速やかに管理者に報告するものとする。

- (1) 供給する水に異常を認め、水質に関する事故が発生した場合
- (2) 給水停止の措置をとった場合
- (3) 維持管理指導票を受理し、その対応措置が完了した場合

2 登録検査機関の長は、定期検査の毎月の実施状況を定期検査実施報告書(様式第9号)により、遅滞なく管理者に報告するものとする。

(県との協力)

第8条 管理者は、奈良県と簡易専用水道設置状況の把握及び維持管

理に対する指導等について協力するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成25年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この要領の適用の日前に提出された届出、維持管理指導票及び報告については、この要領の規定により管理者に行ったものとみなす。

附則

この要領は、平成27年4月1日から適用する。